

## 礼文町建設技術者就業支援金貸与条例

### (目的)

第1条 この条例は、礼文町に建設技術者として就業しようとする者に対し、支援金を貸与することにより本町における技術者不足の解消を図り、専門的職員の人材確保を図ることを目的とする。

### (貸与対象者)

第2条 建設技術者就業支援金（以下「支援金」という。）の貸与を受けることができる者は、本町において建設業務に従事する町外から転入した者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に規定する1級又は2級の土木施工管理又は建築施工管理の第2次検定の合格証明書の交付を受けている者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条に規定する1級建築士又は2級建築士免許証の交付を受けている者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学又は大学において国土交通大臣が指定した土木学科又は建築学科を卒業した者
- (4) 前各号のほか、町長が特に必要と認めた者には、第3条第1項各号で規定している1/2の額とする。

2 前項の対象者で、次に掲げる場合は貸与の対象としない。

- (1) 礼文町建設技術者修学資金貸付条例（令和6年条例第 号）に基づく修学資金の貸付を受けたことがある建設技術者
- (2) 就労あっせん業者を介して就労した者で、紹介料等の支払が生じる者
- (3) 既に支援金の貸与を受けたことがある者

### (支援金の種類)

第3条 支援金の種類及び貸与の額は、次のとおりとする。

- (1) 就業予定期間が2年の者600,000円
- (2) 就業予定期間が3年の者1,000,000円

### (貸与の申請及び決定)

第4条 支援金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を定め、規則で定めるところにより町長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請があったときは、貸与の可否及び貸与金額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

### (連帯保証人)

第5条 前条第1項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 支援金の貸与の決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人が欠けたと

き、又は破産その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて町長に届出なければならない。

3 連帯保証人は、連帯して債務を負担するものとする。

(支援金の返還等)

第6条 支援金の貸与を受けた建設技術者（以下「被貸与者」という。）が、貸与を受けた就業予定期間を就業することが困難となった場合には、支援金を返還しなければならない。

(支援金返還の免除)

第7条 前条の規定にかかわらず、町長は支援金の返還を規則の定めるところにより免除することができるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。